

国土技術政策総合研究所発注者綱紀保持規程に抵触する事実が2件判明したので、同規程第8条第8項に基づき、公表いたします。

1. 事実の概要

(事実1)

国土技術政策総合研究所職員が、発注予定の業務の仕様書の作成段階において、特定の事業者に対し、メールで全体の業務規模（金額）を示したうえで、業務の一部の概算費用を質問、また、公示前にもかかわらず、当該事業者に業務内容を記載したメールを送信した。

(事実2)

国土技術政策総合研究所職員が、発注予定の業務の仕様書の作成段階において、特定の事業者に対し、メールで当該事業者の特記仕様書案を送信するとともに、やりとりのなかで、特記仕様書の内容確認、業務方針の提示、業務内容の相談等を行った。

上記の事実は、発注者綱紀保持規程第5条第4項、第6条及び第7条に抵触するものである。

なお、事実2については、事実1を受け、必要な再発防止策について遺漏のないようにするために、所内全部署に対し、発注者綱紀保持マニュアル等に定める管理・取扱いに反する事実等の有無の調査を行った結果、覚知したものである。

2. 再発防止策の概要

以下の取組の具体化を図るとともに、その取組については、実施状況や効果を検証し、必要な見直しを行う等、適切にフォローアップしていく。

- ①効果的なコンプライアンス推進の取組
- ②情報管理の徹底
- ③予算執行についての意識啓発、風通しのよい職場環境づくりの推進

3. その他

事実1及び事実2のいずれの業務についても、公平性・公正性が確保できないと判断し、公示前に入札契約手続きを取り止めるとともに、国土技術政策総合研究所発注者綱紀保持規程に基づき、調査を実施し、国土技術政策総合研究所コンプライアンス推進本部及び国土技術政策総合研究所コンプライアンス・アドバイザー委員会に報告した。

【参考】国土技術政策総合研究所発注者綱紀保持規程（抜粋）

（情報の適切な管理）

第5条 情報管理総括責任者は、発注事務に関する情報の適切な取扱いを確保するための方法として第15条のマニュアルで定める方法に従い、情報管理責任者及び当該情報を業務上取り扱う者を指定し、発注事務に関する情報を適切に管理し、及び秘密を保持するために必要な措置を講ずるものとする。

2～3 略

4 職員は、第1項に規定する方法による制限又は禁止に違反する行為をしてはならない。

（秘密の保持）

第6条 発注担当職員は、落札前における予定価格及び競争参加業者名その他の発注事務に関する秘密を保持しなければならないが、当該発注に係る発注担当職員（当該秘密を知るべき者に限る。）でない職員その他の者にこれを教示若しくは示唆をし、又は発注事務の目的以外の目的のために利用してはならない。

2 発注担当職員は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 秘密に関する書類（その写し及び記録媒体を含む。次号において同じ。）を庁舎外に持ち出し、送付（電磁的方法によるものを含む。）をし、その他これに類すること（発注事務の必要上庁舎外の他の発注事務を担当する部署に送付する場合やその他やむを得ない理由があるものとして、情報管理責任者の承諾を得た場合を除く。）

二 正当な理由なく、秘密に関する書類の全部又は一部を謄写し、又は複製すること。

3 職員は、前二項の規定に違反する行為を教唆し、又は幫助してはならない。

（事業者との応接方法）

第7条 発注担当職員は、事業者等と接するときは、公平かつ適正に行い、一部の事業者等を差別的に取り扱ってはならない。

2 発注担当職員は、事業者等との応接に当たっては、国民の疑惑や不信を招かないよう行い、必要最小限にとどめるものとする。（以下略）

（規程に抵触する事実の報告等）

第8条 職員は、発注事務に関し、この規程に抵触すると思料する事実を確認し、又は通報を受けたときは、速やかに第12条第1項に規定する発注者綱紀保持事務担当者に報告しなければならない。

2～7 略

8 所長は、第4項の規定による報告並びに第5項の規定による調査の結果及び措置の概要について、推進本部及びコンプライアンス・アドバイザー委員会（以下、「委員会」という。）に報告し、適宜公表するものとする。